（エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び無電柱化の推進に関する法律の一部改正）

第二十三条　次に掲げる法律の規定中「一般送配電事業者」の下に「、同項第十一号の三に規定する配電事業者」を加える。

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五十五条第一項

二　無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）第七条第四項

（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第二十四条　電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「一般送配電事業者」の下に「、同項第十一号の三に規定する配電事業者」を加える。

第九条第三号中「送電事業」の下に「、同項第十一号の二に規定する配電事業」を加える。

（経済産業省設置法の一部改正）

第二十五条　経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正）

第二十六条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「送電事業」の下に「、配電事業」を加える。

第十一条第一項第三号ハ中「の供給区域」を「又は配電事業者の供給区域」に、「特定送配電事業」を「配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、特定送配電事業」に改める。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第二十七条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第五号中「第九条第二項」の下に「（同法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。次項第五号及び次条第三項において同じ。）」を加える。

（電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第二十八条　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第七号中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十九条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第二条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「新法」という。）」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）」に改め、同条第二項中「新法第二条第一項」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第四項」に、「新法第二十八条、第二十九条第一号及び第二号、第三十条」を「同法第十五条の二から第十五条の四まで」に、「第四項」を「第五項」に、「第五十五条第二項第二号、第五十六条第二項第三号、第七十六条第一項、第五項及び第六項、第八十五条第一号、第三号及び第四号並びに第八十七条」を「第四十条第二項（第三号に係る部分に限る。）、第五十二条第一項、第四項及び第五項、第六十一条（第二号を除く。）並びに第六十三条」に、「新法第二十九条」を「同法第十五条の三」に改める。

（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部改正）

第三十条　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第二条第四項」を「第二条第三項」に改め、同条第四項中「電気事業者」を「再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の二第一項に規定する市場取引等により供給し、又は再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第五項に規定する特定契約により電気事業者」に改め、「一般送配電事業者」の下に「、同項第十一号の三に規定する配電事業者」を加える。

第十三条第二項第一号中「第三条第一項」を「第二条の二第一項に規定する交付対象区分等（第九号において単に「交付対象区分等」という。）又は再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第一項」に、「再生可能エネルギー発電設備の区分等（第九号及び第四項において「対象発電設備区分等」を「特定調達対象区分等（同号において単に「特定調達対象区分等」に改め、同項第八号中「第三条第一項」を「第二条の三第一項に規定する基準価格（第十六条において単に「基準価格」という。）又は再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第二項」に改め、同項第九号中「対象発電設備区分等」を「公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象区分等」に、「第三条第一項」を「第二条の三第一項に規定する交付期間（第十六条において単に「交付期間」という。）又は再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第二項」に改め、同条第四項中「対象発電設備区分等又は第二項第四号」を「第二項第一号又は第四号」に改め、同条第八項中「ついては」の下に「、再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の三第一項中「したもの」とあるのは「したもの及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「促進法」という。）第十三条第一項に規定する公募占用指針において定められたもの」と」を加え、「第三条第一項」を「第三条第二項」に、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「促進法」という。）」を「促進法」に、「第九条第三項第五号中「再生可能エネルギー発電設備の区分等」を「第九条第四項第五号中「又は特定調達対象区分等」に、「再生可能エネルギー発電設備の区分等又は」を「若しくは特定調達対象区分等又は」に、「同条第二項第一号に規定する対象発電設備区分等」を「交付対象区分等若しくは特定調達対象区分等」に、「第五条第二項第八号」を「又は同条第四項第八号」に、「第五条第二項第八号又は」を「若しくは同条第四項第八号又は」に、「第六十七条第二項」を「第四十三条第二項」に改める。

第十四条第二項第四号中「第三条第一項」を「第二条の二第一項」に改める。

第十六条の見出し中「調達価格」を「基準価格及び交付期間又は調達価格」に改め、同条中「調達価格」を「基準価格及び交付期間又は調達価格」に、「の規定」を「及び第三項の規定」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎